



1 事実

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人らが、相続又は遺贈により取得した株式の価額を財産評価基本通達に定める評価方法により評価して、相続税の申告をしたところ、原処分庁が、当該株式の価額を財産評価基本通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められるとして、相続税の更正処分等をしたのに対し、審査請求人らが、その全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令等

関係法令等は、別紙2のとおりである。なお、別紙2で定義した略語については、以下、本文、別表及び別紙でも使用する。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 当事者等

(イ) 審査請求人 [redacted] (以下「請求人 [redacted]」という。) 及び [redacted] (以下「本件姉」という。) は、いずれも亡 [redacted] ([redacted] 生。以下「本件被相続人」という。) の実子である。

審査請求人 [redacted] (以下「請求人 [redacted]」という。) は、請求人 [redacted] の配偶者であり、審査請求人 [redacted] (以下「請求人 [redacted]」という。)、同 [redacted] (以下「請求人 [redacted]」という。) 及び同 [redacted] (以下「請求人 [redacted]」という。) は、いずれも請求人 [redacted] の実子であるが、請求人 [redacted] については、[redacted] に本件被相続人の養子となる縁組をしていた。

審査請求人 [redacted] (以下「請求人 [redacted]」という。) 及び同 [redacted] (以下「請求人 [redacted]」という。) 及び同 [redacted] (以下「請求人 [redacted]」という。) は、いずれも本件姉の実子であるが、請求人 [redacted] については、[redacted] に本件被相続人の養子となる縁組をしていた。

なお、請求人 [redacted] は、令和2年8月22日に、住所を [redacted] から [redacted] へ異動した後、令和3年7月8日に肩書地へ異動した。

(ロ) [redacted] (以下「本件法人」という。) は、[redacted] に、

本件被相続人ほか6名が不動産の売買等、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務などを目的として設立した株式会社であり、後記ロ(ロ)の相続開始の時点では、請求人 [redacted] がその代表取締役を務めていた。

(ハ) [redacted] (以下「本件上場会社」という。)は、その発行した株式が金融商品取引所に上場されている株式会社である。

請求人 [redacted] は、[redacted] から本件上場会社の [redacted] を務めていたところ、[redacted] に [redacted] が、[redacted] から [redacted] まで [redacted] を務めた後、同月から [redacted] を務めている。

本件法人と請求人 [redacted] は、平成25年3月31日時点（本件上場会社に係る後記ロ(ロ)の相続開始の直前期末の時点）で、合わせて本件上場会社の発行済株式総数の過半数を占める株式を所有していた。

ロ 本件被相続人に係る相続等

(イ) 本件被相続人は、平成25年6月15日付で、要旨、次のとおりの自筆証書遺言をした（以下、当該自筆証書遺言に係る遺贈を「本件遺贈」という。）。

A 本件被相続人の土地建物を全て請求人 [redacted] に遺贈する。

B 本件被相続人の預金及び株式を8分の1ずつ請求人ら及び本件姉に相続させ遺贈する。

C その余の財産を請求人 [redacted] に相続させる。

(ロ) 本件被相続人は、[redacted] (以下「本件相続開始日」という。)に死亡し、その相続（以下「本件相続」という。）が開始した。

(ハ) 本件相続の相続人である請求人 [redacted]、本件姉、請求人 [redacted] 及び請求人 [redacted] の間で、平成26年8月12日、要旨、次のとおりの遺産分割協議が成立した。

A 請求人 [redacted]、本件姉、請求人 [redacted] 及び請求人 [redacted] は、同人らに対する本件遺贈のうち、本件被相続人が所有していた本件法人の株式（以下、本件被相続人が所有していた [redacted] の当該株式を「本件株式」という。）、預貯金、本件上場会社の株式及び簡易保険の給付金に係る部分につき、その遺贈を放棄した上、それらの財産が本件被相続人の相続財産に帰属することを確認する。

B 請求人 [redacted] 及び本件姉は、いずれも本件法人の株式、預貯金、本件上場会社の株式及び簡易保険の給付金を取得しない。

C 請求人 [redacted] 及び請求人 [redacted] は、それぞれ本件株式のうちの [redacted] を取得するとともに、預貯金、本件上場会社の株式及び簡易保険の給付金の8分の2に相当する部分を取得する。

(二) 本件株式については、上記(イ)の自筆証書遺言及び上記(ハ)の遺産分割協議に従って、請求人 [redacted] 及び請求人 [redacted] がそれぞれ [redacted]、請求人 [redacted]、請求人 [redacted]、請求人 [redacted] 及び請求人 [redacted] がそれぞれ [redacted] を取得した。その結果、本件相続後における本件法人の株式の所有状況は別表1の「本件相続後」欄のとおりとなった。

なお、本件株式は、評価通達168《評価単位》(3)に定める取引相場のない株式であり、その発行会社である本件法人の評価通達178に定める評価上の区分は、小会社に該当する。

#### ハ 本件相続前後の事実経過

(イ) 本件被相続人は、平成25年4月18日から同年5月9日までに、その所有していた上場株式を [redacted] で売却した。この売却代金は、 [redacted] の本件被相続人名義の普通預金口座に入金された。

(ロ) 請求人 [redacted] は、平成25年7月12日以降、 [redacted] (以下「 [redacted] 」という。)の [redacted] を行う部署(以下「 [redacted] 」という。)の担当者に複数回にわたり相談をしていた(以下、当該相談を「本件相談」といい、本件相談を受けた当該担当者を「本件相談担当者」という。)

(ハ) [redacted] は、本件法人から株式評価額の算定を依頼され、時価純資産価額法により、平成25年6月30日時点の本件法人の株式の価額を1株当たり3,976円と算定した。

(ニ) 本件法人は、平成25年8月9日、臨時株主総会を開催して、①上記イ(ロ)の本件法人の目的のうち損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務について、投資業及び有価証券の保有等との目的に変更するなど、定款の一部を変更する旨、②剰余金の処分として本件法人の普通株式1株当たり40円を配当する旨などを決議した。



また、本件法人は、上記(ハ)の算定を踏まえて、第三者割当てによる募集株式の発行を行うこととし、上記臨時株主総会において、③募集株式の種類及び数を普通株式 [redacted]、払込金額を1株当たり3,976円（総額 [redacted]）などと募集事項を決定した上、その募集株式を本件被相続人に割り当てる旨を決議した。これを受け、本件被相続人は、平成25年8月9日、上記(イ)の本件被相続人名義の口座から当該払込金額に相当する金銭を本件法人に払い込んだ（以下、この払込みに係る募集株式の発行を「本件新株発行」という。）。本件法人は、平成25年8月12日付で、発行済株式の総数を [redacted] から [redacted] に変更した旨の登記手続きをした。

本件法人は、上記のとおり会社の目的に「投資業」を加えた臨時株主総会と同日の平成25年8月9日付で、本件新株発行によって調達した資金（以下「本件資金」という。）を含めた資産の運用に関し、投資事業計画書を作成した。同計画書には、 [redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted] 旨の記載がある。

本件法人は、その後、本件資金を含めた資産の運用として、上場株式、証券投資信託及び外国債を取得するとともに、生命保険契約を締結した。

(ホ) [redacted] は、平成26年3月頃又は同年4月頃、上記(ハ)の算定を見直したところ、本件法人の株式の価額を1株当たり3,537円と算定すべきであったとして、平成25年8月7日付の「株式価値評価報告書」と題する書類を作成した（以下、この作成した当該書類を「本件報告書①」という。）。

(ハ) 本件法人は、上記(ホ)の見直しを受け、本件新株発行によって発行した株式数が [redacted] であったとして、平成26年4月11日付で、発行済株式の総数を [redacted] に更正する旨の登記手続きをした。

(ト) 本件新株発行の前後における本件法人の発行済株式総数及び各株主の所有株式数は、それぞれ別表1の「本件新株発行前」欄及び「本件新株発行後」欄のとおりであった。

(チ) 請求人■■■、請求人■■■、請求人■■■及び請求人■■■については、本件相続又は本件遺贈により取得した本件株式の一部を、請求人■■■及び請求人■■■については、本件相続又は本件遺贈により取得した本件株式の全部を、平成29年7月31日に、それぞれ1株当たり3,736円で本件法人に譲渡した（以下、これらに係る譲渡を「本件譲渡1」という。）。

請求人■■■、請求人■■■及び請求人■■■は、その残部についても、平成29年8月14日に、それぞれ1株当たり3,736円で本件法人に譲渡した（以下、これらに係る譲渡を「本件譲渡2」という。）。

請求人■■■、請求人■■■及び請求人■■■は、平成29年8月25日に、それぞれ本件譲渡2で譲渡した株式数と同数の本件法人の株式を、1株当たり3,736円で本件法人から引き受けた（以下、これらに係る引受けを「本件引受け」という。）。

(リ) 請求人■■■、請求人■■■、請求人■■■、請求人■■■、請求人■■■、請求人■■■及び本件法人は、平成29年12月7日、本件譲渡1及び本件譲渡2について、租税特別措置法第9条の7に規定する特例（以下「みなし配当特例」という。）の適用を受けるため、「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書」を■■■■■宛にそれぞれ提出した。

#### (4) 審査請求に至る経緯

##### イ 当初申告

請求人らは、本件相続又は本件遺贈に係る相続税（以下「本件相続税」という。）について、相続税の申告書にそれぞれ別表2の「申告」欄のとおり記載して、いずれも法定申告期限までに申告した。

請求人らは、上記申告において、本件株式の発行会社である本件法人の評価通達178に定める評価上の区分が小会社に当たるとして、同通達179の定めに基づき、同通達180に定める類似業種比準価額と同通達185に定める1株当たりの純資産価額を用いて評価する方式（以下「併用方式」という。なお、類似業種比準価額を

用いて評価する方式を「類似業種比準方式」といい、1株当たりの純資産価額を用いて評価する方式を「純資産価額方式」という。)を選択し、本件株式の価額を総額 [redacted] (1株当たり1,853円)と評価した。

ロ 修正申告等

(イ) 原処分庁所属の職員は、本件相続税に係る調査(以下「本件調査」という。)を開始した。本件調査において、原処分庁は、[redacted] ([redacted] [redacted]。以下「本件監査法人」という。)に本件株式に係る株式価値の算定を依頼し、本件監査法人は、平成28年7月7日付の「株式価値算定報告書」と題する書類(以下「本件報告書②」という。)において、修正簿価純資産法により、本件相続開始日における本件株式の価額を総額 [redacted] (1株当たり3,488円)と算定した。

(ロ) 請求人らは、本件調査を受け、本件株式以外の相続財産の一部に申告漏れがあったなどとして、本件相続税について、それぞれ別表2の「修正申告①等」欄のとおりとする修正申告書を平成29年1月17日に提出した。

(ハ) これに対し、[redacted] は、平成29年2月22日付で、請求人らに対し、それぞれ別表2の「修正申告①等」の「過少申告加算税の額」欄のとおり過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

(ニ) 請求人らは、本件調査を受け、本件相続税について、それぞれ別表2の「修正申告②等」欄のとおりとする修正申告書を平成29年6月19日に提出した(以下、この修正申告書による修正申告を「本件修正申告②」という。))。

請求人らは、本件修正申告②において、評価通達189-3ただし書に定める方式(以下「『 $S_1 + S_2$ 』方式」という。))により、本件株式の価額を総額 [redacted] (1株当たり2,263円)と評価した。

(ホ) これに対し、[redacted] は、平成29年7月6日付で、請求人 [redacted]、請求人 [redacted]、請求人 [redacted]、請求人 [redacted]、請求人 [redacted] 及び請求人 [redacted] に対し、それぞれ別表2の「修正申告②等」の「過少申告加算税の額」欄のとおり過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

なお、請求人 [redacted] に対しては、本件修正申告②により納付すべき税額に基づく過少申告加算税の額が5,000円未満であったことから、国税通則法第119条《国税の確定金額の端数計算等》第4項の規定により、過少申告加算税の賦課

決定処分はされていない。

ハ 1度目の更正処分等

(イ) [ ]は、本件調査に基づき、平成29年7月7日付で、請求人[ ]、請求人[ ]、請求人[ ]、請求人[ ]及び請求人[ ]に対し、評価通達189-3の定めに基づき、本件株式の価額を純資産価額方式により評価すべきであるとして、それぞれ別表2の「更正処分等①」欄のとおり各更正処分をするとともに、請求人[ ]、請求人[ ]、請求人[ ]、請求人[ ]及び請求人[ ]に対し、同欄の「過少申告加算税の額」欄のとおり過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

次いで、[ ]は、本件調査に基づき、平成29年7月21日付で、請求人[ ]に対し、上記と同様の理由により、別表2の「更正処分等①」欄のとおり更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。

(ロ) 請求人らは、上記(イ)の各処分を不服として、平成29年10月6日に審査請求をした。

(ハ) 請求人らは、本件相続税について、平成29年12月8日に、それぞれ別表2の「更正の請求」欄のとおりとすべき旨の各更正の請求をした（以下「本件各更正請求」という。）。

請求人らは、本件各更正請求において、上記イの当初申告と同様に併用方式を選択し、本件株式の価額を総額 [ ]（1株当たり1,858円）と評価した（上記イの申告における本件株式の評価に誤りがあったため、上記イの価額とは一致していない。）。

(ニ) これに対し、[ ]は、本件調査に基づき、平成30年2月23日付で、請求人らに対し、更正をすべき理由がないとして、いずれも更正をすべき理由がない旨の各通知処分をした。

(ホ) 請求人らは、上記(ニ)の各処分を不服として、平成30年5月22日に審査請求をした。

ニ 2度目の更正処分等

(イ) 原処分庁所属の職員は、国税通則法第74条の11《調査の終了の際の手続》第2項の規定に基づき、請求人[ ]及び請求人[ ]に対しては平成30年8月17日に、請求人[ ]、請求人[ ]、請求人[ ]、請求人[ ]及び請求人[ ]に対して

は「調査の終了の際の手續に関する同意書」を受領の上で税務代理人を通じて同年9月6日に、それぞれ以下の調査結果の内容を説明した。

- A 本件株式の価額については、国税庁長官から、評価通達6の定めに基づき、他の合理的な方法である純資産価額方式により評価すべきである旨の指示（以下、この指示を「本件指示」という。）を受けたので、本件指示に基づく純資産価額方式により評価をする旨
  - B 今後、上記ハ(イ)の各処分を実質的に取り消すこととなる各減額更正処分及び過少申告加算税の各変更決定処分をするとともに、同(ニ)の各通知処分を取り消す旨
  - C 上記Bと併せて、上記ハ(イ)の各処分の納付すべき税額と同額となる各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をするとともに、本件各更正請求に対して更正をすべき理由がない旨の各通知処分をする旨
- (ロ) [redacted] は、本件調査に基づき、平成30年9月7日付で、請求人らに対し、それぞれ別表2の「更正処分等②」欄のとおりの各減額更正処分をするとともに、請求人 [redacted]、請求人 [redacted]、請求人 [redacted]、請求人 [redacted]、請求人 [redacted] 及び請求人 [redacted] に対し、同欄の「過少申告加算税の額」欄のとおりの過少申告加算税の各変更決定処分をし、さらに、請求人らの本件各更正請求に対する上記ハ(ニ)の各通知処分を取り消した。

その上で、[redacted] は、本件調査に基づき、同じく平成30年9月7日付で、請求人らに対し、それぞれ別表2の「本件各更正処分等」欄のとおりの各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）をするとともに、請求人 [redacted]、請求人 [redacted]、請求人 [redacted]、請求人 [redacted] 及び請求人 [redacted] に対し、同欄の「過少申告加算税の額」欄のとおりの過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）をし、さらに、請求人らの本件各更正請求に対し、いずれも更正をすべき理由がない旨の各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）をした。

なお、原処分庁は、本件各更正処分及び本件各通知処分において、本件指示に基づく純資産価額方式により本件株式の価額を総額 [redacted]（1株当たり3,443円）と評価した。

また、本件各更正処分、本件各賦課決定処分及び本件各通知処分（以下、こ

これらの処分を併せて「本件各処分」という。)に係る各通知書には、原処分庁所属の職員による調査に基づいて行われた旨が記載されていた。

(ハ) 国税不服審判所長は、上記ハ(ロ)及び(ホ)の各審査請求が請求の利益を欠く不適法なものであるとして、平成30年10月2日付でこれらの各審査請求を却下した。

ホ 審査請求

請求人らは、本件各処分を不服として、平成30年11月29日に本審査請求をするとともに、請求人 [redacted] を総代として選任し、その旨を、同日、当審判所に届け出た。

2 争点及び争点についての当事者の主張

本件の争点は、本件相続開始日における本件株式の時価であるが、具体的にはその時価の評価方法に争いがある。

すなわち、原処分庁は、①本件法人が評価通達189なお書により、株式保有特定会社と判定されることを前提に、②本件株式については、同通達189-3 ただし書が株式保有特定会社について定める「 $S_1 + S_2$ 」方式により評価することが著しく不適当と認められる特別の事情があるとして、本件指示に基づく純資産価額方式により、その総額を [redacted] (1株当たりの価額3,443円) と評価すべきと主張する。これに対し、請求人らは、上記②のような特別の事情はないと主張し、主位的には、評価通達が小会社について定める併用方式により、その総額を [redacted] (1株当たりの価額1,858円) と評価すべきと主張し、予備的には、評価通達が株式保有特定会社について選択的に定める「 $S_1 + S_2$ 」方式により、その総額を [redacted] (1株当たりの価額2,274円) と評価すべきと主張している。

具体的な主張の内容は、次のとおりである。

原 処 分 庁	請 求 人 ら
相続税法第22条に規定する時価は、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額をいい、その時価の評価方法は、原則として評価通達に基づく評価方法により行	相続税法第22条に規定する時価は、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額をいい、その時価の評価は、原則として評価通達に基づく評価方法を適用して行



原 処 分 庁	請 求 人 ら
<p>う必要があるが、評価通達を画一的に適用するという形式的平等を貫くことにより、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかな場合には、別の合理的な方法によることが認められる。そして、本件株式の価額の評価については、以下のとおり、それを評価通達の定める評価方法により評価することが著しく不相当と認められるような特別の事情がある。</p> <p>(1) 評価通達の定める評価方法について</p> <p>本件株式の価額の評価に当たり、評価通達の定める評価方法を適用すると、本件株式は株式保有特定会社の株式に該当するから「<math>S_1 + S_2</math>」方式により評価することとなる。</p> <p>これに対し、請求人らは、本件株式が株式保有特定会社の株式に該当しない旨主張するが、次のとおり、</p>	<p>う必要がある。この評価通達の定めは、著しい現金化の困難性や事業の不透明性の要素を直接的に考慮していないとしても、株式の評価において安全性、統一性、簡便性に留意しつつ、様々な要素を勘案しバランスさせるように策定されているとともに、納税者による評価方式の選択を認めることで一定の柔軟性、弾力性があり、多くの場合に適正な結論が得られるようになっている。したがって、株式評価は、評価通達の定めに基づいて行われる限り、少なくとも著しく不相当なものとはなりにくい。そして、本件株式の評価については、以下のとおり、それを評価通達の定める評価方法により評価することが著しく不相当と認められるような特別の事情はない。</p> <p>(1) 評価通達の定める評価方法について</p> <p>本件株式の価額の評価に当たり、評価通達の定める評価方法を適用すると、本件株式については、発行会社である本件法人の評価通達178に定める評価上の区分は小会社に該当する一方、本件株式は株式保有特定会社の株式には該当しないから、併用方式により評価することとなる。</p>





原 処 分 庁	請 求 人 ら
<p>[redacted] について説明及び助言を受けていた。そして、その相談内容に即して本件新株発行が行われ、本件資金が運用されたことからすれば、本件新株発行及び本件資金の運用に係る一連の行為は、専ら本件相続税の節税のために行われたものと考えられる。</p> <p>このことは、請求人 [redacted] が、[redacted] [redacted] [redacted] [redacted] についても相談しており、みなし配当特例が適用されるまでの間、請求人らが本件株式を一時的に保有することにより相続税対策をしようとしていたことから明らかである。</p> <p>ロ これに対し、請求人らは、いわゆるMBO目的であった旨主張するが、①本件被相続人の上場株式の売却代金を孫に生前贈与をすればそれだけMBOは困難となること、②低解約特約付増定期保険は特約により保険契約後数年間の解約返戻率が極端に低くなるため、保険契約後数年間はMBO目</p>	<p>し、請求人 [redacted] は、本件法人による資産運用を [redacted] に相談していた。</p> <p>このような事情から、本件被相続人と請求人 [redacted] は、①万一の場合に、MBOを含む本件上場会社の乗っ取り防止策のリソースとして使用する目的（MBO目的）、及び、②何事もなければ、一族の資産を維持増殖するとともに、浪費を防ぎ、将来の事業の種銭を確保する目的（資産運用目的）で、本件新株発行をすることにしたのであるから、これらに係る一連の行為には合理的な目的があった。</p> <p>ロ これに対し、原処分庁は、本件相談の内容等をもって、専ら本件相続税の節税のためだけに行われたものである旨主張するが、請求人 [redacted] は、上記1(3)ハ(ロ)の部署がMBOに係る知見を格別有するわけではなかったから、MBOの相談は本件相談担当者ではなく別の専門家にしていたし、遅くとも</p>

原 処 分 庁	請 求 人 ら
<p>的で支出することに著しい制約を受けること、③本件資金により契約した保険契約を低価格で本件被相続人の孫に買い取らせる行為は、一旦本件法人へ出資した資金を外部流出させるものであり、MBO目的があれば検討されるはずがないこと、及び、④請求人 [redacted] は、本件相談担当者に対し、「このスキームは3代目に資産管理会社の株を引き継がせるためのもの」と伝えていることなどからすれば、本件新株発行及び本件資金の運用に係る一連の行為がMBO目的や資産管理目的で行われたとは認められない。</p>	<p>平成25年前半には本件新株発行を構想していた一方で、租税軽減効果を認識したのは、本件相談の時であって本件新株発行を構想した後のことである。また、原処分庁の主張する生前贈与、低解約特約付増定期保険等の検討が 仮に節税目的であったとしても、本件新株発行の構想が本件相談担当者への相談以前に存在していたことと格別矛盾するわけではないし、実際に保険契約が実行されたのは、ごく一部にすぎない。そのため、租税軽減効果を認識する以前から構想していた本件新株発行及び本件資金の運用に係る一連の行為を、専ら節税目的で行われたと推認することはできず、株式保有特定会社との判定を免れるために行われたものとはいえないし、仮に節税目的があったとしても、上記イのとおり合理的な目的もあるから、評価通達189なお書が定める場合に該当することはない。</p> <p>また、本件法人による資産運用は、もともとMBOとの関係で流動性に留意しながら行うことになっており、本件法人が株式購入</p>

原 処 分 庁	請 求 人 ら
<p>(2) 評価通達の定める評価方法による評価額と純資産価額方式による評価額とのかい離の程度について</p> <p>本件株式の価額を、上記(1)のとおり評価通達の定める評価方法である「<math>S_1 + S_2</math>」方式により評価すると、その総額は [redacted] となるのに対し、本件指示に基づく純資産価額方式により評価すると、その総額は [redacted] になり、そのかい離額は [redacted] [redacted] にも達するから、両者の間には著しい価額のかい離が存在するといえる。</p>	<p>の資金を用意するのは容易であったし、配当の実施、自己株式の購入等によるキャッシュアウトも、他の親族への配慮、本件相続税の支払及びみなし配当特例の利用等のために検討したものにはすぎない。</p> <p>そして、本件譲渡1及び本件譲渡2は、本件新株発行の約4年後に行われたものであり、本件新株発行の当初から予定していたなどと推認することはできないし、本件譲渡2の反対取引である本件引受けを踏まえれば、結果的に流出した資産も一部にすぎない。</p> <p>(2) 評価通達の定める評価方法による評価額と純資産価額方式による評価額とのかい離の程度について</p> <p>本件株式の価額を評価通達の定める評価方法である併用方式により評価した総額 ([redacted]) は、純資産価額方式により評価した総額と比較しても、2分の1を下回るほどの低い価額にはなっておらず、そのかい離額は現金化の困難性による減価が認められた場合と同程度のものにはすぎないから、両者の間には著しい価額のかい離は存在しないといえる。</p>

原 処 分 庁	請 求 人 ら
<p>(3) 評価通達に定める評価方法の合理性について</p> <p>上記(2)のとおり、本件株式の価額を「<math>S_1 + S_2</math>」方式により評価すると、その総額は [redacted] となるが、本件新株発行によって [redacted] もの本件資金を調達していながら、それが本件株式の価額に適正に反映されていないことになる。</p> <p>また、上記1(3)ハ(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(チ)のとおり、本件新株発行時の払込金額が1株当たり3,537円で、本件譲渡1及び本件譲渡2の価額が1株当たり3,736円であったところ、その間において本件法人の資産構成等に大幅な変化がなかったことからすれば、本件相続開始日の1株当たりの価額も同水準であったと考えられるから、その点でも、「<math>S_1 + S_2</math>」方式による評価額が適正な時価を反映していないことは明らかである。</p> <p>加えて、本件被相続人が本件相続開始直前に本件法人に出資して本件株式を取得し、本件各更正処分直後に、請求人らが、本件譲渡1及び本件譲渡2により相続等を受けた本件株式の株数の約90%を本件法人に譲渡したことから、本件株式をいわば</p>	<p>(3) 評価通達に定める評価方法の合理性について</p> <p>そもそも、評価通達の定めは、多くの場合に適正な結論を得られるように策定したものであり、これに準拠する限り、著しく不適当な評価にはなりにくいから、評価通達に定める評価方法に準拠して本件株式の価額を併用方式により評価することに合理性がないとはいえない。</p> <p>また、本件法人は、本件上場会社の乗っ取り防止という特別な使命を帯びた非上場会社であり、本件株式の価額を評価する際には、現金化の困難性及び事業の不透明性による減価を考慮すべきであるから、資産価値を反映した評価額より低額になったとしても、それをもって直ちに不合理とはいえない。</p> <p>原処分庁の主張する本件資金の調達は、本件相続開始日のことではなく、評価時点を誤っているし、株式の価額を評価する際には、保有資産の構成等だけでなく、それ以外の個別的事情をも考慮して行う必要があるから、当該個別的事情を考慮することなく、本件新株発行時の払込金額並びに本件譲渡1及び本件譲渡2</p>

原 処 分 庁	請 求 人 ら
<p>一種の商品のような形で一時的に保有することにより、本件相続に係る相続税対策を行おうとしたものと認められる。</p> <p>したがって、本件株式の価額を評価通達に定める評価方法である「<math>S_1 + S_2</math>」方式により評価することには合理性がない。</p>	<p>の価額と本件相続開始日の1株当たりの価額が同水準であった旨の主張をすることは、主張自体失当である。ちなみに、原処分庁の主張する本件譲渡1及び本件譲渡2は、本件相続開始日から約4年後のことであるし、本件上場会社の経営状況、親族関係等の変化に伴って行われたもので、本件新株発行の当初から予定していたなどと推認することもできないから、本件譲渡1及び本件譲渡2の価額をもって、評価通達の定める評価方法による評価額が適正な時価を反映していないとすることは適切ではない。</p> <p>また、本件譲渡1及び本件譲渡2のほか、本件譲渡2の反対取引である本件引受けが行われており、結果的に流出した資産は一部にすぎず、本件相続税として納めた金額 [redacted] を加味すると、約90%の株式が本件法人に譲渡されたとする原処分庁の主張は成り立たない。</p>
<p>(4) 純資産価額方式の合理性について</p> <p>本件監査法人の作成した本件報告書②は、本件法人の主たる資産が換価性の高いものであることを踏まえ、日本公認会計士協会が作成して</p>	<p>(4) 純資産価額方式の合理性について</p> <p>そもそも純資産価額方式が適用されるべきと断定する根拠はどこにも存在しない上、原処分庁の主張する本件報告書②は、本件株式の価額の</p>



原 処 分 庁	請 求 人 ら
<p>いる「企業価値評価ガイドライン」に定める修正簿価純資産法を採用し、それに沿って本件株式の価額を算定したものであるから、その評価額は合理的な評価方法により求められたものといえる。</p> <p>そして、本件指示に基づく純資産価額方式は、その本件報告書②において採用した修正簿価純資産法と同様に、本件法人の資産価値に着目して、本件株式の価額を評価するものであるから、合理的な評価方法といえる上、それによって評価した本件株式の価額は、本件報告書②で算定された価額と近似しているから、その点でも、純資産価額方式により本件株式の価額を評価することには合理性がある。</p>	<p>評価の前提となる本件法人の状況を正確に把握せずに作成されたものであり、現金化の困難性及び事業の不透明性による減価が考慮されていない。そのために、本来であれば、本件法人の個別的事情を踏まえて3割前後の減価がされるべきであるにもかかわらず、その減価がされていないから、本件報告書②で算定された価額は合理的なものとはいえない。</p> <p>また、本件報告書②は、発行済株式総数に占める割合を踏まえて、「100%コントロールベース」や「68.92%コントロールベース」を前提に評価しているが、本件相続及び本件遺贈の結果、本件法人の株式は請求人ら及び本件姉に分散されたのであるから、当該評価は現実と異なる仮定を前提としたものにすぎない。</p> <p>したがって、そのような本件報告書②で算定された価額と比較することに意味はなく、原処分庁の主張には理由がない。</p>

### 3. 当審判所の判断

#### (1) 法令解釈

イ 相続税法第22条に規定する「時価」とは、相続等により取得した財産の客観的交換価値であると解される。もっとも、この客観的交換価値は、必ずしも一義的に確定されるものではなく、これを個別事案ごとに評価することになると、その



評価方法、基礎資料の選択の仕方等によって異なる評価額が生じる事態を避け難く、また、課税庁の事務負担が重くなり、迅速かつ適切な事務処理が困難となるおそれがある。そのため、課税実務においては、特別の規定等がある場合を除き、相続等により取得した財産の評価の一般的基準が評価通達に定められ、原則としてこれに定められた画一的な評価方法によって、相続等により取得した財産の評価をすることとされている。

このような取扱いは、評価通達の定める評価方法が相続等により取得した財産の適正な時価を算定する方法として合理性を有するものと認められる限り、租税負担の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減といった租税法律関係の確定に際して求められる種々の要請を満たし、国民の納税義務の適正な履行の確保に資するものとして、相続税法第22条の規定の許容するところであると解される。

- ロ 評価通達は、同通達178に定める小会社の株式の価額については、同通達179において、併用方式を原則的な評価方法として定める一方で、同通達178ただし書及び同通達189(2)に定める株式保有特定会社の株式の価額については、同通達189-3において、納税義務者の選択により、純資産価額方式又は「 $S_1 + S_2$ 」方式のいずれかによって評価すべきものと定めている。これは、株式保有特定会社については、併用方式で併用される類似業種比準方式における標本会社に比して、資産構成が著しく株式等に偏っていることに鑑み、このような評価会社の株式の価額はその有する株式等の価額に依存する割合が一般に高いものと考えられることを考慮した上で、当該会社の有する資産の価値を的確に反映し得る評価方式である純資産価額方式、又は、株式保有特定会社の事業の実態を株式の価額の評価に反映させるために部分的に類似業種比準方式を取り入れた評価方式である「 $S_1 + S_2$ 」方式によるべきこととしたものであって、これらは、上記イの租税法律関係の確定に際して求められる種々の要請に応えつつ合理的かつ実態に即した評価を行うための株式の価額の評価方式として、合理性が認められる。

また、評価通達189なお書は、課税時期前において合理的理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が株式保有特定会社に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものと定めている。株式保有特定会社の株式を、純資産価額方式又は「 $S_1 + S_2$ 」方式のいずれかで評価することに合理性が認められること

は上記のとおりであるが、上記評価通達189なお書の取扱いが定められているのは、株式保有特定会社の株式に該当するか否かの判定が総資産価額に占める株式等の保有割合によって行われるため、例えば、課税時期直前に借入れを起こして総資産価額を膨らませるなどの操作により、評価通達189(2)に定める判定基準を回避することで株式保有特定会社の株式として評価されないこととなる結果、時価がゆがめられるようなケースにも対処する必要があることによるものであるから、この取扱いにも合理性が認められる。

ハ 上記ロのとおり、株式保有特定会社の株式について評価通達の定める評価方法は、その判定に関する評価通達189なお書を含めて、適正な時価を算定する方法として、一般的な合理性が認められるところ、このように、評価対象の財産に適用される評価通達に定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有する場合においては、通常、評価通達の定める評価方法が形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価に用いられることによって、租税負担の実質的な公平を実現することができるものと解されるから、特定の納税者又は特定の財産についてのみ、評価通達に定める評価方法以外の方法によってその価額を評価することは、原則として許されないというべきである。

しかしながら、他方で、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価に用いるという形式的な平等を貫くことによって、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害する結果となることもあるのであり、そのような特別な事情がある場合には、他の合理的な方法によって評価することが許されるものと解すべきである。

評価通達6は、評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価すると定めているところ、この取扱いは、以上に沿うものであり、当審判所においても相当と認められる。

ニ 上記イからハまでのところを踏まえ、上記2の当事者の主張を検討すると、本件では、まず、①本件株式に適用される評価通達に定める評価方法は、評価通達179が小会社の株式の原則的な評価方法として定める併用方式（請求人らの主位的主張）となるのか、それとも、同通達189なお書に該当するために、同通達189-3が株式保有特定会社の株式について定める純資産価額方式と「 $S_1 + S_2$ 」方式との選択（請求人らの予備的主張）となるのかが問題となり、次に、②上記いず

れであるとしても、本件株式の価額を当該評価通達の定めにより評価することが著しく不相当と認められる特別の事情があるか否かが問題となる。

(2) 認定事実

本件相続前後の事実経過の概要は、上記1(3)ハのとおりであるが、請求人ら提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、本件相続前後の事実経過に関し、更に以下の事実が認められる。

イ 上記1(3)ハ(イ)のとおり、本件被相続人は、平成25年5月9日以降、上場株式の売却代金相当額 [redacted] の預金を保有していた。

また、本件法人の株式保有割合は、本件新株発行前の時点で50%以上であり、本件法人は、株式保有特定会社に該当していた。なお、本件新株発行前における本件法人の資産の内訳は、別表3のとおりであった。

ロ 上記1(3)ハ(ロ)のとおり、請求人 [redacted] は、平成25年7月12日以降、本件相談担当者との間で本件相談を行った。本件相談における両者の具体的なやり取りは、次のようなものであった。

(イ) 請求人 [redacted] は、平成25年7月12日、 [redacted] の本店を訪問し、本件相談担当者に対し、長時間にわたって相続税対策の相談をし、近いうちに再度面談をすることになった。

上記面談について本件相談担当者が作成したメモには、 [redacted]

[redacted]、 [redacted]  
[redacted]、 [redacted]  
[redacted] などの記載がある。

(ロ) 請求人 [redacted] は、平成25年7月13日、本件相談担当者に対し、電子メールを送信した。

同メールには、 [redacted]

[redacted]  
[redacted] などの記載がある。

(ハ) 請求人 [redacted] は、平成25年7月17日、本件相談担当者に対し、電子メールを送信した。

同メールには、 [redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

[redacted] などの記載がある。

(二) 本件相談担当者は、平成25年7月19日、請求人 [redacted] の自宅を訪問した。

同訪問において、本件相談担当者は、請求人 [redacted] に対し、 [redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted] を提

案した。この際の参考資料には、平成25年7月19日付で [redacted] の [redacted]  
[redacted] が作成した「ご参考資料」と題する書類があり、同書類には、

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

[redacted] 旨などの記載がある。

また、上記面談について本件相談担当者が作成したメモには、 [redacted]

[redacted] 旨の記載がある。

(ホ) 請求人 [redacted] は、平成25年7月23日、本件相談担当者に対し、電子メールを送  
信した。

同メールには、 [redacted]

[redacted] とした上で、 [redacted]  
[redacted]  
[redacted] 旨が記載され、 [redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted] との記載が、 [redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]との記載が  
あり、[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]などの  
記載がある。

(ハ) 請求人 [redacted] は、平成25年7月25日、本件相談担当者に対し、電子メールを送信した。

同メールには、[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]旨の記載がある。

(ト) 本件相談担当者は、平成25年7月29日、[redacted]の [redacted] 支店において、請求人 [redacted] と面談した。

同面談において、本件相談担当者は、請求人 [redacted] に対し、同日付で [redacted] の [redacted] が作成した「ご参考資料」と題する書類に基づき、[redacted]  
[redacted] 説明するとともに、[redacted]  
[redacted] 旨などについて説明した。

(チ) 本件相談担当者は、平成25年7月30日、請求人 [redacted] に対し、電話で、[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted] 旨を説明し、請求人 [redacted] は、上記説明を受けた後、平成25年7月30日、本件相談担当者に対し、電子メールを送信した。





(ル) 請求人 [redacted] は、平成25年8月2日、本件相談担当者に対し、電子メールを送信した。

同メールには、[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted] 旨の記載がある。

(ロ) 請求人 [redacted] は、平成25年8月4日、本件相談担当者に対し、電子メールを送信した。

同メールには、[redacted]  
[redacted]  
[redacted] 旨の記載があり、本件相談担当者は、平成25年8月5日、請求人 [redacted] に対し、電話で、[redacted]  
[redacted]  
[redacted] などを指摘した。

(リ) 請求人 [redacted] は、平成25年8月6日、本件相談担当者に対し、電話で、[redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted] と依頼した。なお、上記1(3)ハ(ニ)のとおり、本件法人が平成25年8月9日付で作成した投資事業計画書には、[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted] 旨の記載がある。

ハ 本件法人の本件新株発行後の本件資金を含めた資産の運用状況等は、次のとおりである。



(イ) 上記1(3)ハ(ニ)のとおり、本件法人は、平成25年9月期中に生命保険契約を締結したが、同契約は、契約者を本件法人、被保険者を請求人■■■■■、請求人■■■■■又は本件姉とした低解約返戻金型の通増定期保険7口であり、その締結に当たって支払われた保険料の総額は275,693,760円であった。

(ロ) 上記1(3)ハ(ニ)のとおり、本件法人は、上記(イ)のほかに上場株式、証券投資信託及び外国債を購入したが、それらの平成25年9月期中の購入金額は上場株式が約3,000万円、証券投資信託及び外国債が約23億円であり、これらが取得した資産の主なものであって、取得資産のほとんどは、評価通達189(2)に定める割合の判断の基となる株式等に該当するものではなかった。

(ハ) 本件法人に係る平成23年9月期、平成24年9月期及び平成25年9月期の貸借対照表及び損益計算書は、要旨、別表4のとおりであり、平成25年9月期末の資産は合計■■■■■であり、これに占める流動性の高い資産（現金及び預金、預け金及び投資その他の資産）は合計■■■■■で、その割合は、約96.7%であった。

ニ 本件法人は、平成25年9月期において、上記1(3)ハ(ニ)の決議に基づき、本件被相続人以外の株主（請求人■■■■■及び本件姉）に対し、1株当たり40円の配当を実施したが、それまでに本件法人が配当を実施したことはなかった。

ホ 以上の認定した事実のうち、上記ロの各事実について補足すると、同各事実は、原処分関係資料である平成29年1月13日付調査報告書に添付された本件相談担当者作成のメモ等（以下「本件相談記録等」という。）により認定することができる。ところ、請求人らは、国税通則法第97条の3《審理関係人による物件の閲覧等》第1項の規定により交付を受けた本件相談記録等の大部分が、正当な理由もなくマスキングされており、関連部分が改ざん、抹消等された疑いがあるなどとして、その信用性を争っている。

しかしながら、同項は、担当審判官が「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」に閲覧又は交付を拒み得るものとするところ、請求人らの指摘するマスキングは、上記1(4)ハ(ロ)及び(ホ)の各審査請求並びに本審査請求の担当審判官が、これに該当すると判断して行ったものである。また、当審判所に提出された証拠資料等を精査しても、改ざんや抹消等をうかがわせるような痕跡等は見当たらないし、本件相談記録等は、その体裁からみ

て、本件相談担当者がその業務の一環として本件相談の中で作成したものであることが明らかであって、虚偽の内容が記載されているとも考え難い。しかも、上記ロの各事実は、請求人らに開示された部分のみから認定することのできる事実である。

以上の事情を考慮すると、請求人らが指摘するマスキングは、上記ロの認定を左右せず、他に同認定を左右する証拠又は事情はない。

(3) 本件株式に適用される評価通達に定める評価方法について（上記(1)ニ①。評価通達189なお書に該当する事情の有無）

イ 上記(2)ロのとおり、本件相談は、平成25年7月12日以降、面談、電子メール及び電話によって頻繁に行われたものであるところ、同イのとおり、当時、本件被相続人は、上場株式の売却代金相当額 [redacted] を預金として保有していたものである。

また、上記(2)ロ(イ)によれば、本件相談は、相続税対策を目的とすることを明示して開始され、同(イ)、(ニ)及び(ト)から(フ)までのとおり、その過程において、請求人 [redacted] は、本件相談担当者から、 [redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

[redacted] が認められる。そして、請求人 [redacted] は、上記(2)ロ(イ)のとおり、 [redacted] とされ、同(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ヘ)及び(チ)から(リ)までのとおり、 [redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted] こともあったことが認められ、さらに、 [redacted]  
[redacted]  
[redacted]

[redacted] などしたことも認められる。

これらの事情に照らせば、本件相談において請求人 [redacted] が本件相続税の課税価

格を圧縮し相続税の負担を大きく軽減させることを重要視していたことは明らかである。

ロ 本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用に係る一連の行為について、請求人らは、上記2の「請求人ら」欄の(1)のとおり、本件上場会社において経営支配権の争いがあったことなどを受け、MBO目的及び資産運用目的として行ったものであって、合理的な目的があった上、租税軽減効果を認識する以前から構想していたものであるから、専ら節税目的で行ったものと推認することはできない旨主張する。

確かに、上記(2)ロ(7)のとおり、本件法人が作成した平成25年8月9日付投資事業計画書には、[redacted]

[redacted]旨の記載がある。

しかしながら、まず、上記(2)ロの本件相談の状況に加え、MBOについては他の専門家に相談していたという請求人らの主張（上記2「請求人ら」欄(1)）からみても、本件相談自体の目的が相続税対策にあったことは明らかである。また、上記(2)イ及びロ(1)のとおり、本件被相続人は、本件相談開始時点において、現に高齢で多額の銀行預金を有していた上、本件法人は株式保有特定会社に該当していたことから、相続税対策というのは、具体的な懸案事項であったと考えられる一方で、本件上場会社のMBOというのは、上記計画書の記載によっても、上記(2)ロ(7)のとおり、[redacted]

[redacted]という将来の抽象的で不確

実な懸案事項とされているにとどまる。さらに、同計画書に予定された[redacted]

[redacted]は[redacted]であるのに対し、本件新株発行により本件法人が調達した資金は、上記1(3)ハ(ニ)のとおり、[redacted]となっている。

加えて、上記(2)ロ(ハ)及び(ホ)のとおり、請求人[redacted]は、本件相談において、[redacted]

[redacted]など、本件法人の純資産を減少させることを主たる目的とした具体的な提案をし、本件法人も、上記(2)ハ及びニのとおり、本件新株発行後、実際に低解約特約付の逦増定期保険に複数口加入したり、本件新株発行の直後にそれまで行っていなかった配当を行ったりして

いるのである。

以上の事情を考慮すると、請求人らが本件相談以前からMBO構想を有していたとしても、本件相談やその後の本件法人による本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用について、請求人らが主張するMBO目的や資産運用目的が、その直接の動機であったとか、重視されていたとは考え難い。

ハ 一方で、実際に行われた本件法人の資産構成の変動についてみると、まず、本件新株発行は、上記1(3)ハ(イ)及び(ニ)のとおり、本件被相続人が、本件法人の平成24年9月期の貸借対照表における資産の合計額 [redacted] (別表4)の2倍を上回り、かつ、預金として保有していた上場株式の売却代金相当額の大半に当たる [redacted] を本件法人に出資するというものであった。また、それによって本件法人が調達した本件資金を含めた資産の運用をみると、上記1(3)ハ(ニ)及び上記(2)ハ及びニのとおり、証券投資信託、外国債及び低解約特約付の逦増定期保険に充てられる一方で、評価通達189(2)に定める株式保有特定会社の判定の基となる株式等に該当する資産にはほとんど充てられず、それまで本件法人では行っていなかった配当も本件新株発行の直後に行っている。

そして、これら一連の行為と上記(2)ロで認定した本件相談の内容とを対比してみると、本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用に係る本件法人の一連の行為が、本件相談を受けて行われたことは明らかである。

ニ 以上の事情を社会通念に照らして総合すると、本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用に係る一連の行為が、請求人 [redacted] の主導の下、本件相続税の課税価格を圧縮し、相続税の負担を大きく軽減することを直接の主たる目的として行われたことは、否定し難いものというべきである。請求人らが主張するMBO目的や資産運用目的等は、将来の抽象的で不確実な事態に対する対応策として全くなかったとまで認められるわけではないかもしれないが、少なくとも、以上の事情の下では、それが上記一連の行為による本件法人の資産構成の変動の合理的な理由となると認めることは困難であり、その変動は、本件法人が株式保有特定会社と判定されることを免れるために行われたものと認めるのが相当である。

そうすると、本件法人については、評価通達189なお書に該当する事情があるから、上記(1)ロのところに照らし、本件法人が株式保有特定会社に該当するか否かの判定に当たり、本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用に係る一連の行

為による資産構成の変動がなかったものとして判定することには合理性が認められる。そこで、その変動がなかったものとして判定すると、上記(2)イのとおり、本件法人は株式保有特定会社に該当するから、本件株式に適用される評価通達に定める評価方法は、上記(1)ロのとおり、純資産価額方式と「 $S_1 + S_2$ 」方式との選択となる。

- (4) 本件株式の価額を評価通達の定めにより評価することが著しく不相当と認められる特別の事情があるかについて（上記(1)ニ②）

イ 上記(3)ニのとおり、本件株式に適用される評価通達に定める評価方法は、純資産価額方式と「 $S_1 + S_2$ 」方式との選択となる。ところ、上記1(4)ロ(ニ)及び(ハ)のとおり、本件各処分は、「 $S_1 + S_2$ 」方式を選択して行われた本件修正申告②について、評価通達6を適用し、本件株式の時価を純資産価額方式により評価して更正したものである。そうすると、本件各処分は「 $S_1 + S_2$ 」方式の選択を許さない点で、評価通達の定める評価方法によっていないことになる。

そこで、以下、上記(1)ハのところを照らし、本件株式について評価通達の定める「 $S_1 + S_2$ 」方式の選択を許すことが著しく不相当と認められる特別の事情があるか否かについて、検討する。

- ロ 本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用に係る一連の行為が、請求人 [redacted] の主導の下、本件相続税の課税価格を圧縮し、相続税の負担を大きく軽減することを直接の主たる目的として行われたと認められることは、上記(3)ニのとおりである。そして、本件新株発行は、本件相続開始の [redacted] 前に、本件被相続人が預金として保有していた上場株式の売却代金相当額 [redacted] を原資として [redacted] の金銭を本件法人に払い込み、本件株式を取得するというものであったことは、上記1(3)ハ(イ)、(ニ)及び(ハ)のとおりである。

本件では、当審判所の調査によっても、本件法人について、本件新株発行から本件相続開始までの [redacted] という短期間に、本件株式の客観的交換価値を急落させるような事情が生じた気配はない。また、本件法人による本件資金を含めた資産の運用の結果によっても、本件法人の資産は、上記(2)ハ(ハ)のとおり、流動性の高い資産の割合が約96.7%となっていて、払い込まれた本件資金の客観的な交換価値が損なわれたことをうかがわせるような事情も見当たらない。それにもかかわらず、本件株式を「 $S_1 + S_2$ 」方式により評価するときには、その価額は、



請求人らの本件修正申告②における評価額（上記1(4)ロ(ニ)）によっても、原処分庁の主張（上記2「原処分庁」欄(2)）によっても総額 [redacted] となるというのであって、このような「 $S_1 + S_2$ 」方式による評価額が本件相続開始日における本件株式の客観的交換価値を適正に示しているとは、極めて困難なことといわざるを得ない。

他方で、評価通達が選択的に定める純資産価額方式による本件株式の本件相続開始日時点の評価額としては、①本件各処分において用いられた総額 [redacted]（1株当たり3,443円。上記1(4)ニ(ロ)）及び②本件報告書②による総額 [redacted]（1株当たり3,488円。上記1(4)ロ(イ)）とがあるが、これらは、その [redacted] 前の本件新株発行時の払込金額（本件資金の額）及び本件報告書①による総額 [redacted]（1株当たり3,537円× [redacted]。上記1(3)ハ(ホ)及び(ハ)）を、やや下回る形で近似している。そして、これらと上記「 $S_1 + S_2$ 」方式による各評価額との間には、 [redacted] のかい離がある。

上記(1)イのとおり、もともと評価通達は、財産の客観的交換価値が必ずしも一義的に確定されるものでないことから、画一的な取扱いを定めたものであるが、金銭のような資産は、客観的交換価値を一義的に確定することが容易に可能であるのが通常である。それにもかかわらず、以上のような事実関係の下で、本件株式について形式的に評価通達を適用し、本件相続開始日における客観的交換価値を適正に示すとみるのが困難な「 $S_1 + S_2$ 」方式の選択を許すことは、請求人らと同等の措置を採らなかった他の納税者との関係で、租税負担の実質的な公平を著しく害する結果になるといわざるを得ない。したがって、本件株式については、評価通達の定める「 $S_1 + S_2$ 」方式の選択を許すことが著しく不相当と認められる特別の事情があるというべきである。

ハ 以上に対し、請求人らは、上記2の「請求人ら」欄（以下、本項において、単に「請求人ら」欄という。）の(1)から(4)までのとおり主張して、上記特別の事情はないと主張するので、以下、順次判断する。

(イ) 「請求人ら」欄(1)について

請求人らは、本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用は、MBO目的及び資産運用目的として行ったものであって、合理的な目的があったから、上記特別の事情はない旨主張する。

しかしながら、本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用については、請求人らの主張するMBO目的や資産運用目的が、その直接の動機であったとか重要な目的であったとは考えられず、本件相続税の課税価格を圧縮し、相続税の負担を大きく軽減することを直接の主たる目的として行われたと認められることは、上記(3)ニにおいて判断したとおりである。また、「 $S_1 + S_2$ 」方式の選択を許すことが著しく不相当と認められる特別の事情があることは、上記ロのとおりである。したがって、請求人らが主張するMBO目的や資産運用目的は、上記特別の事情を否定する理由になるものではない。

(ロ) 「請求人ら」欄(2)について

請求人らは、併用方式による評価額は、純資産価額方式による評価額と比較して2分の1を下回るほど低い価額になってはおらず、そのかい離額は現金化の困難性による減価が認められた場合と同程度のものにすぎず、著しいかい離があるとはいえないから、上記特別の事情はない旨主張する。

確かに、上記ロのとおり、純資産価額方式による本件株式の評価額は、本件相続開始日時点において [redacted] と算定されているところ、上記1(4)ハ(ハ)のとおり、請求人らの本件各更正請求における併用方式による評価額は [redacted] であるから、差額は [redacted] であり、2分の1に及ぶかい離はない。また、「 $S_1 + S_2$ 」方式による評価額とのかい離についても、上記ロのとおり [redacted] [redacted] であるから、やはり2分の1に及ぶかい離はない。しかしながら、 [redacted] とか [redacted] というかい離は、その金額自体において、請求人らと同等の措置を採らなかった他の納税者との関係において租税負担の実質的な公平を問題にすべき水準というべきである。加えて、本件株式の現金化の困難性による減価が客観的要因としては認められないことも、次の(ハ)のとおりであるから、かい離の程度に関する請求人らの主張は、上記特別の事情を否定する理由になるものではない。

(ハ) 「請求人ら」欄(3)について

A 請求人らは、評価通達の定めに準拠する限り、著しく不適當な評価にはなりにくい上、本件上場会社の乗っ取り防止という使命を帯びた本件法人の株式については、現金化の困難性及び事業の不透明性による減価を考慮すべきであるから、評価通達の定める評価方法には合理性が認められ、上記特別の



事情はない旨主張する。

しかしながら、請求人らの主張するように、[redacted] 頃に本件上場会社で経営支配権の争いがあったとしても、そのことから直ちに、客観的にみて本件法人が本件上場会社の乗っ取り防止という使命を帯びていると認められるわけではないし、本件法人の資産合計 [redacted] の約96.7%を占める流動性の高い資産（上記(2)ハ(ハ)）について、客観的に現金化が困難であると認められるものでもない。そして、そのほか、本件法人の使命について、請求人らの主観を超え、本件株式の客観的交換価値に大きな影響を及ぼすような客観的な要因は、本件審理に現れた全ての証拠及び事情によっても見当たらない。したがって、本件法人の使命に関する請求人らの主張は、本件の具体的事実関係の下で、評価通達に準拠した併用方式や「 $S_1 + S_2$ 」方式に合理性を認める理由となるとは思われない。

B 請求人らは、評価通達に定める評価方法の合理性に関する原処分庁の主張に対し、①本件資金の調達には本件相続開始日のことではない旨、②個別的事情を考慮することなく、本件株式の本件新株発行時の払込金額並びに約4年後の本件譲渡1及び本件譲渡2の価額と本件相続開始日における価額が同水準であったとする主張（請求人らが「キセル評価」と称する主張）は失当である旨、③本件譲渡1及び本件譲渡2のほか本件引受けが行われたため、本件法人から流出した資産は一部にすぎず、約90%の株式が本件法人に譲渡されたとする主張（請求人らが「一種の商品論」と称する主張）は成り立たない旨、反論する。

しかしながら、まず、上記特別の事情に関する当審判所の判断は、上記ロのとおりであって、請求人らが指摘する上記各事情のうち、本件新株発行に関する事情を除く、本件譲渡1及び本件譲渡2並びに本件引受けに関する各事情は、当審判所の判断を左右しない。

一方、本件新株発行による本件資金の調達については、上記ロのとおり、当審判所の判断においても重視すべき事情である。そして、確かに、請求人らが上記①で指摘するように、本件新株発行は、本件相続開始日に行われたものではないが、上記ロのとおり、本件相続税の負担を大きく軽減する目的で、本件相続開始の [redacted] 前という近接した時期に行われたものである上、

その間に本件法人に本件株式の客観的交換価値を急落させるような事情が生じたこともうかがわれないのであるから、租税負担の実質的公平という観点から上記特別の事情の有無を判断するに当たっては、これを考慮するのが相当である。

(三) 「請求人ら」欄(4)について

請求人らは、純資産価額方式による本件報告書②について、①本件株式の価額の評価の前提となる本件法人の状況を正確に把握せずに作成したものであり、現金化の困難性及び事業の不透明性による減価が考慮されていない旨、②「100%コントロールベース」や「68.92%コントロールベース」という現実とは異なる仮定を前提としているから、これによる評価額は、評価通達に定める評価方法による評価額との比較に値しない旨主張する。

確かに、上記①で請求人らが指摘するように、原処分庁は、本件報告書②が前提とした事実の正確性の担保手段について明らかにしていない。しかしながら、本件報告書②は、依頼者を異にするものの、本件報告書①と同様、民間の専門機関が作成したものである。本件報告書①及び本件報告書②は、いずれもその推論の過程に不合理な点が見当たらず、結果として算定された評価額も近似していて、むしろ本件報告書②の方がより低額となっている。そして、本件法人の依頼により作成された本件報告書①が、株式の評価に必要な個別具体的な事情を踏まえたものでないとは考えられず、本件報告書①においても、請求人らが主張するような減価は行われていない。これらのことからすれば、上記原処分庁の対応をもって、本件報告書②の評価額が、評価通達に定める評価額との比較に値しないとするのは困難である。

また、上記②についても、当審判所の調査によれば、本件相続開始日において、本件法人の代表取締役は請求人■■■■■が務め、取締役は請求人■■■■■及び本件姉が務めていることが認められ、他に役員又は従業員がいるとうかがわせる事情は見当たらない。また、本件相続及び本件遺贈後の本件法人の株主は、別表1の「本件相続後」欄のとおりであるから、本件法人は、役員及び株主のいずれもが民法第725条《親族の範囲》に規定する親族で構成されていたと認められる。さらに、請求人■■■■■及び請求人■■■■■の実子である請求人■■■■■、請求人■■■■■及び請求人■■■■■は、合わせて本件法人の発行済株式数の約34%を占める株式を保

有することになったところ、これらの3名は、本件相続開始日において未成年であったことも認められる。以上の事情に、上記(2)ハ(ハ)のとおり、本件法人の資産の大半が流動性の高い資産である一方で、売掛金や受取手形等の売上債権がないことなども考慮すれば、本件株式は本件法人の資産に係る持分的性格が強いものといえるから、本件報告書②において「100%コントロールベース」や「68.92%コントロールベース」を前提に評価したことが実態にそぐわず、評価通達に定める評価方法による評価額との比較に値しないとはできない。

ニ 上記ハのとおり、上記2の「請求人ら」欄における請求人らの主張は、いずれも上記ロの判断を左右するものとは言い難く、本件株式の時価は、純資産価額方式によって算定するのが合理的である。

そこで、純資産価額方式による評価額について検討すると、本件各処分は、上記1(4)ニ(ロ)のとおり、純資産価額方式により、本件株式を総額 [redacted]

(1株当たり3,443円)と評価して行われたものであるところ、その評価の過程は別紙3の第5表のとおりであって、特段不合理な点は見当たらない。また、上記評価額は、民間の専門機関が作成した本件報告書①及び本件報告書②の各評価額並びに本件資金の額のいずれも下回るものとなっており、純資産価額方式による場合に、本件株式の本件相続開始日における時価が、以上のうちで最も低額である総額 [redacted] (1株当たり3,443円)を下回るものではないと認めることには合理的な理由がある。

(5) 請求人らのその他の主張について

請求人らは、本件株式の時価に関する主張のほか、上記1(4)の本審査請求に至る経緯及び本審査請求における手続についても主張するので、以下、これらの主張についても判断する。

イ 本審査請求に至る経緯に関する主張について

請求人らは、要旨、原処分庁は、本件相談記録等の証拠を請求人らに示して弁解を聴取するなど、調査において必要な手続を履践することなく、評価通達6の定めを適用を示唆することで請求人らを威嚇し、請求人らをして「 $S_1 + S_2$ 」方式を選択した本件修正申告②の提出を余儀なくさせておきながら、評価通達6の定めを適用することなく本件修正申告②を更正し、この点が審査請求で争点とな

ると、処分の理由を差し替えるためだけに本件各処分を行ったものであるとし、本件各処分は、不十分な調査による上、納税者に過度の負担を負わせることになるから、取り消すべき違法がある旨主張する。

確かに、上記(1)ロのとおり、評価通達は、株式保有特定会社について「S<sub>1</sub> + S<sub>2</sub>」方式の選択を許しているから、同方式を選択した本件修正申告②について、評価通達6に定める指示を待たずに更正した上記1(4)ハ(イ)及び(ニ)の各処分（以下「当初各処分」という。）は、評価通達を正當に適用したものとは言い難い。

しかしながら、上記1(4)ニ(イ)及び(ロ)のとおり、本件各処分は、評価通達6に定める指示を得たので、当初各処分を取り消して改めて納付すべき税額を同額とする処分を行う旨を請求人らに説明した上で、その説明どおり行われたものである。

当初各処分と本件各処分とは、本件株式について、同一の純資産価額方式による評価額を採用しており、その評価額が時価を上回らないことは上記検討のとおりであるから、当初各処分にも本件各処分にも、正當な課税価格及び納付すべき税額を超えて請求人らに相続税を課した違法があったとはいえない。また、原処分庁が、評価通達に沿わない当初各処分を是正するためにこれらを取り消したこと自体を違法と評価するのも困難である。そして、その直後になされた本件各処分は、上記1(4)ニ(イ)及び(ロ)のとおり、所定の手続を経て、請求人らに説明を行った上で行われており、本件各処分自体の手続に不当な点があるとするのは困難である。

国税通則法第24条《更正》の規定による更正は、調査により行うものとされているから、調査を全く欠く場合や、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものと評価を受ける場合には、その処分に違法があると解し得るものの、租税負担の公平の観点からすれば、そのようなものではない調査手続の単なる瑕疵は、更正処分に影響を及ぼさないと解するのが相当であり、以上のところによれば、本審査請求に至る手続について、本件各処分を取り消すべき違法又は不当があるとするのは困難である。

ロ 本審査請求における手続に関する主張について

請求人らは、本審査請求の審理手続における当初の担当審判官が、原処分庁に

有利な判断を示しやすいように主張を整理し、請求人らに実質的に反論の機会を与えないで審理を終結するなど、明らかに中立公正性を著しく欠く重大な逸脱行為があったから、本審査請求の審理手続は違法である旨主張する。

しかしながら、審査請求の審理手続に関する事情は原処分 of 取消しの理由にはならないから、請求人らの上記主張には理由がない。なお付言すると、本件記録によれば、本審査請求の審理手続における担当審判官及び参加審判官は、請求人らからの申出を受けて口頭意見陳述を実施するなど本件に必要な調査・審理を経て議決したと認められ、審理不尽もない。

(6) 結論

イ 以上のとおり、本件相続開始日における本件株式の時価は、総額 [REDACTED] (1株当たり3,443円) を下回るものではないと認められ、これに基づき、当審判所において本件相続税の課税価格及び納付すべき税額を計算すると、いずれも本件各更正処分と同額であると認められる。

また、本件各更正処分及び本件各通知処分のその他の部分については、請求人らは争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不当とする理由は認められない。

したがって、本件各更正処分及び本件各通知処分はいずれも適法である。

ロ 上記イのとおり、本件各更正処分はいずれも適法であり、本件各更正処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法第65条《過少申告加算税》第4項に規定する正当な理由があるとは認められない。そして、当審判所において本件相続税に係る過少申告加算税の額を計算すると、いずれも本件各賦課決定処分と同額であると認められる。

したがって、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

ハ よって、本審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表1 本件法人の発行済株式総数及び各株主の所有株式数

(単位：株)

株主名等	本件新株発行前	本件新株発行後	本件相続後
[redacted]			
発行済株式総数	[redacted]		
(注)	[redacted]		



別表2 審査請求に至る経緯

(単位：円)

区分		申告	修正申告①等	修正申告②等	更正処分等①	更正の請求	更正処分等②	本件各更正処分等	本件各通知処分	
項目	年月日等	法定申告期限内	平成29年1月17日 平成29年2月22日	平成29年6月19日 平成29年7月6日	平成29年7月7日 (注2)	平成29年12月8日	平成30年9月7日			
各人の合計	取得財産の価額	[redacted]							更正をすべき理由がない旨の通知	
	課税価格	[redacted]								
	相続税の総額	[redacted]								
	取得財産の価額	[redacted]								
	課税価格	[redacted]								
	納付すべき税額	[redacted]								
	過少申告加算税の額	[redacted]								
	取得財産の価額	[redacted]								同上
	課税価格	[redacted]								
	納付すべき税額	[redacted]								
	過少申告加算税の額	[redacted]								
	取得財産の価額	[redacted]								同上
	課税価格	[redacted]								
	納付すべき税額	[redacted]								
	過少申告加算税の額	[redacted]								
	取得財産の価額	[redacted]								同上
	課税価格	[redacted]								
	納付すべき税額	[redacted]								
	過少申告加算税の額	[redacted]								
	取得財産の価額	[redacted]								同上
	課税価格	[redacted]								
	納付すべき税額	[redacted]								
	過少申告加算税の額	[redacted]								

(注)

[redacted]

別表3 本件新株発行前の本件法人の資産の内訳等

(単位：千円)

項 目	金 額
	①
	②
	③
	④
	⑤
	⑥
	⑦
	⑧
	⑨
資産合計 (①から⑨までの合計)	⑩
資産に占める株式等の割合 (⑨÷⑩)	93.7%

別表4 本件法人の貸借対照表及び損益計算書の要旨

(単位：円)

	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期
貸借対照表	[redacted]	[redacted]	[redacted]
損益計算書	[redacted]	[redacted]	[redacted]

(注) [redacted]

別紙1 共同審査請求人明細

	住 所	氏 名
総代	[redacted]	[redacted]
-	[redacted]	[redacted]
-	[redacted]	[redacted]
-	[redacted]	[redacted]
-	[redacted]	[redacted]
-	[redacted]	[redacted]
-	[redacted]	[redacted]

別紙2 関係法令等

- 1 相続税法第22条《評価の原則》は、同法第3章《財産の評価》で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額について、当該財産の取得の時における時価による旨規定している。
- 2 財産評価基本通達（昭和39年4月25日付直資56ほか国税庁長官通達。ただし、平成26年4月2日付課評2-9ほかによる改正前のもの。以下「評価通達」という。）6《この通達の定めにより難い場合の評価》は、評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額について、国税庁長官の指示を受けて評価する旨定めている。
- 3 評価通達178《取引相場のない株式の評価上の区分》は、取引相場のない株式の価額について、評価しようとする株式の発行会社（以下「評価会社」という。）が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ同通達179《取引相場のない株式の評価の原則》の定めによって評価する旨定めるとともに、そのただし書において、特定の評価会社の株式の価額について、同通達189《特定の評価会社の株式》の定めによって評価する旨定めている。

規模区分	区分の内容		総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	従業員数が100人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業	20億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	80億円以上
		小売・サービス業	10億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	20億円以上
		卸売業、小売・サービス業以外	10億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	20億円以上
中会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれかに該当する会社（大会社に該当する場合を除く。）	卸売業	7,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	2億円以上 80億円未満
		小売・サービス業	4,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	6,000万円以上 20億円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	8,000万円以上 20億円未満
小会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	7,000万円未満又は従業員数が5人以下	2億円未満
		小売・サービス業	4,000万円未満又は従業員数が5人以下	6,000万円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円未満又は従業員数が5人以下	8,000万円未満

- 4 評価通達179(3)は、同通達178により区分された小会社の株式の価額について、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する旨定める

とともに、そのただし書において、納税義務者の選択により、Lを0.50として次の算式により計算した金額によって評価することができる旨定めている。

(算式)

類似業種比準価額×L + 1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）×（1-L）

- 5 評価通達180《類似業種比準価額》は、同通達179の類似業種比準価額について、類似業種の株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基とし、次の算式によって計算した金額とする旨定め、この場合において評価会社の直前期末における資本金等の額（法人税法第2条《定義》第16号に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。）を直前期末における発行済株式数（自己株式（会社法第113条《発行可能株式総数》第4項に規定する自己株式をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数。以下同じ。）で除した金額（以下「1株当たりの資本金等の額」という。）が50円以外の金額であるときは、その計算した金額に、1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗じて計算した金額とする旨定めている。

(算式)

$$A \times \left( \frac{\frac{\text{B}}{B} + \frac{\text{C}}{C} \times 3 + \frac{\text{D}}{D}}{5} \right) \times 0.7$$

- (1) 上記算式中の「A」、「B」、「C」、「D」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。

「A」＝類似業種の株価

「B」＝評価会社の1株当たりの配当金額

「C」＝評価会社の1株当たりの利益金額

「D」＝評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

「B」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

「C」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

「D」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）



(2) 上記算式中の「0.7」は、評価通達178に定める小会社の株式を評価する場合には「0.5」とする。

6 評価通達183《評価会社の1株当たりの配当金額等の計算》は、同通達180の評価会社の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」について、それぞれ次による旨定めている。

(1) 「1株当たりの配当金額」は、直前期末以前2年間におけるその会社の剰余金の配当金額（特別配当、記念配当等の名称による配当金額のうち、将来每期継続することが予想できない金額を除く。）の合計額の2分の1に相当する金額を、直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。

(2) 「1株当たりの利益金額」は、直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額に、その所得の計算上益金に算入されなかった剰余金の配当等の金額及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額を、直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。ただし、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間の各事業年度について、それぞれ法人税の課税所得金額を基とし上記に準じて計算した金額の合計額の2分の1に相当する金額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とすることができる。

(3) 「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、直前期末における資本金等の額及び法人税法第2条第18号に規定する利益積立金額に相当する金額の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。

7 評価通達185《純資産価額》は、同通達179の「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」について、課税時期における各資産を評価通達に定めるところにより評価した価額の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び同通達186-2《評価差額に対する法人税額等に相当する金額》により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする旨定めている。

8 評価通達189は、同通達178の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた特定の評価会社の株式をいう旨定めており、その(1)において、同通達183に定める「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」のそれぞれの金額のうち、いずれか2が零であり、かつ、直前々期末を基準にして同通達183の定め

じそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか2以上が零である評価会社（以下「比準要素数1の会社」という。）の株式の価額は、同通達189-2《比準要素数1の会社の株式の評価》により評価する旨定めている。また、評価通達189(2)は、課税時期において評価会社の有する各資産を評価通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちを占める株式及び出資（以下「株式等」という。）の価額の合計額（同通達189-3《株式保有特定会社の株式の評価》において「株式等の価額の合計額（相続税評価額によって計算した金額）」という。）の割合（以下「株式保有割合」という。）が50%以上である評価会社（以下「株式保有特定会社」という。）の株式の価額は、同通達189-3の定めによる旨定めている。さらに、評価通達189なお書は、評価会社が、株式保有特定会社に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が株式保有特定会社に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする旨定めている。

9 評価通達189-2は、比準要素数1の会社の株式の価額について、同通達185の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する旨定めるとともに、そのただし書において、比準要素数1の会社の株式の価額について、納税義務者の選択により、Lを0.25として、同通達179(2)の算式により計算した金額によって評価することができる旨定めている。

10 評価通達189-3は、株式保有特定会社の株式の価額について、同通達185の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する旨定めており、そのただし書は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S<sub>1</sub>の金額」と(2)の「S<sub>2</sub>の金額」との合計額によって評価することができる旨定めている。

(1) S<sub>1</sub>の金額

株式保有特定会社の株式の価額を評価通達178の本文、同通達179から184《類似業種比準価額の修正》まで、同通達185の本文、同通達186《純資産価額計算上の負債》及び同通達186-2の定めに基づいて計算した金額とする。この場合において、評価通達180に定める算式及び同通達185の本文に定める1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、それぞれ次による。

イ 評価通達180に定める算式（上記5の算式）は、次の算式による。

(算式)

$$A \times \left( \frac{B - \text{㉑}}{B} + \frac{C - \text{㉒}}{C} \times 3 + \frac{D - \text{㉓}}{D} \right) \times 0.7$$

(イ) 上記算式中「A」、「㉑」、「㉒」、「㉓」、「B」、「C」及び「D」は、評価通達180の定めにより、「㉑」、「㉒」及び「㉓」は、それぞれ次による。

$$\text{㉑} = \text{㉑} \times \text{受取配当金收受割合 (注)}$$

$$\text{㉒} = \text{㉒} \times \text{受取配当金收受割合 (注)}$$

$$\text{㉓} = \text{㉑} + \text{㉒} \text{ (㉑を限度とする。)}$$

$$\text{㉑} = \text{㉑} \times \frac{\text{評価会社が保有する株式及び出資の帳簿価額の合計額}}{\text{評価会社の総資産価額 (帳簿価額によって計算した金額)}}$$

$$\text{㉒} = \frac{\text{評価会社の1株 (50円) 当たりの利益積立金額}}{\text{の利益積立金額}} \times \text{受取配当金收受割合}$$

(注) 受取配当金收受割合

$$\text{受取配当金收受割合} = \frac{\text{直前期末以前2年間の受取配当金額の合計額}}{\text{直前期末以前2年間の受取配当金額の合計額} + \text{直前期末以前2年間の営業利益の金額の合計額}}$$

(ロ) 上記(イ)の算式中の「0.7」は、評価通達178に定める小会社の株式を評価する場合には「0.5」とする。

ロ 評価通達185の本文に定める1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、当該本文及び同通達186-2の「各資産」を「各資産から株式及び出資を除いた各資産」と読み替えて計算した金額とする。

(2) S<sub>2</sub>の金額

評価通達189(2)の「株式等の価額の合計額（相続税評価額によって計算した金額）」からその計算の基とした株式等の帳簿価額の合計額を控除した場合において残額があるときは、当該株式等の価額の合計額（相続税評価額によって計算した金額）から当該残額に同通達186-2に定める割合（42%）を乗じて計算した金額を控除し、当該控除後の金額を課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。

- 11 所得税法第25条《配当等とみなす金額》第1項第5号は、法人の株主等が当該法人の自己の株式又は出資の取得により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額のうちその交付の基因となった当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、所得税法の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、同法第24条《配当所得》第1項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなす旨規定している。
- 12 租税特別措置法（平成25年法律第5号による改正前のもの）第9条の7《相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》第1項は、相続又は遺贈による財産の取得をした個人で当該相続又は遺贈につき相続税法の規定により納付すべき相続税額があるものが、当該相続の開始があった日の翌日から当該相続に係る同法第27条第1項の規定による申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された非上場会社の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社の法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に係る所得税法第25条第1項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は適用しない旨規定している。

別紙3 本件株式の評価明細書

第1表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書【抜粋】

会社名	本件法人			本店の所在地			[redacted]				
代表者氏名	[redacted]			事業内容			取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目番号	取引金額の構成比		
課税時期	[redacted]										
直前期	[redacted]										
1 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。							
判定要素 (課税時期現在の株式等の所有状況)	氏名又は名称	続柄	④株式数	⑥議決権数	⑦議決権割合(⑥/④)	判定基準	筆頭株主グループの議決権割合(⑧の割合)			株主の区分	
	[redacted]						50%超の場合	30%以上50%以下の場合	30%未満の場合		
	[redacted]						⑤の割合	[redacted]			
	[redacted]						同族株主等 (原則的評価方式等)		同族株主等以外の株主 (配当還元方式)		
	[redacted]						「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑦の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。				
2 少数株式所有者の評価方式の判定				(記載省略)							
3 会社の規模(Lの割合)の判定											
判定要素	項目		金額		項目		人数				
	直前期末の総資産価額(帳簿価額)		[redacted]		直前期末以前1年間における従業員数		[redacted]				
判定基準	①直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				100人以上の会社は大会社 100人未満の会社は、⑦及び⑧により判定						
	②直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				②直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分						
	総資産価額(帳簿価額)				取引金額						
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	会社規模とLの割合(中会社の区分)			
	[redacted]							大会社			
[redacted]							0.90				
[redacted]							0.75				
[redacted]							0.60				
[redacted]							小会社				
・「会社規模とLの割合(中会社の区分)」欄は、⑦欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と②欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。											
判定	大会社		中会社			[redacted]					
	Lの割合		0.90 0.75 0.60							小会社	



第2表 特定の評価会社の判定の明細書（株式保有特定会社）【抜粋】

①総資産価額	②株式及び出資の価額の合計額	③株式保有割合(②/①)	判定基準	③の割合が50%以上である	③の割合が50%未満である
			判定	該当	非該当

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書【抜粋】

1 1株当たりの 価額の計算の 基となる金額	①類似業種比準価額（第4表の㉔の金額）	②1株当たりの純資産価額（第5表の㉑の金額）
	1株当たりの価額の算定方法	
	②の金額と、次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額	
1株当たりの 価額の計算（小 会社の株式の価 額）	①の金額	②の金額
株式の評価額		

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書【抜粋】

1 1株当たりの 資本金等の額等 の計算	①直前期末の 資本金等の額	②直前期末の 発行済株式数	③直前期末の 自己株式数	④1株当たりの 資本金等の額 (①÷(②-③))	⑤1株当たりの資本金等 の額を50円とした場合 の発行済株式数(①÷50円)			
	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額				比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額			
	事業年度	⑥年配当金額	⑦左のうち非 経常的な配当金額	⑧差引経常的 な年配当金額 (⑥-⑦)	年平均配当金額	⑨÷⑤		
	直前期					⑩÷⑤		
	直前々期							
	直前々期の 前期							
	1株(50円)当 たりの年平均配 当金額				(⑩)の金額			
	直前期末以前2(3)年間の利益金額				比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額			
	事業年度	⑪法人税の 課税所得金 額	⑫非経常 的な利益 金額	⑬受取配当等 の基金不戻入 額	⑭左の 所得税額	⑮前金算入し た繰戻金 控除額	⑯差引利益金 額(⑪-⑫+ ⑬-⑭-⑮)	⑰/⑤又は(⑱+⑲)÷2+⑮
	直前期						⑲/⑤又は(⑳+⑲)÷2+⑮	
	直前々期							
	直前々期の 前期							
1株(50円)当 たりの年利益金 額				(⑲/⑤)又は(⑳+⑲)÷2+⑮				
直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額				
事業年度	⑱資本金等の額	⑲利益積立金額	⑳純資産価額 (⑱+⑲)	㉑/⑤	㉒/⑤			
直前期								
直前々期								
1株(50円)当 たりの純資産価 額				(㉑)の金額				
3 類似業種比 準価額の計 算	類似業種と 業種目番号	課税時期の 属する月	課税時期の属 する月の前月	課税時期の属す る月の前々月	前年平均株価	Λ (㉓、㉔、㉕及び㉖のうち、最も低いもの)		
	類似業種 の株価	比準割合の計算						
	区分	1株(50円)当 たりの年配当金額	1株(50円)当 たりの年利益金額	1株(50円)当 たりの純資産価額	1株(50円)当 たりの比準価額			
	評価会社	㉗ × ㉑ ÷ ㉒ × 0.7						
	類似業種	㉘ × ㉑ ÷ ㉒ × 0.6 (中会社は0.6 小会社は0.5)						
	要素別 比準割合	㉙						
比準 割合	⑳/㉑ + ㉒/㉓ × 3 + ㉔/㉕							
1株当たりの比準価額		比準価額		②	/50円			



第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書【抜粋】

1 資産及び負債の金額（課税時期現在）					
資産の部			負債の部		
科目	相続税評価額	帳簿価額	科目	相続税評価額	帳簿価額
合計			合計		
株式及び出資の価額の合計額					
2 評価差額に対する法人税額等相当額の計算			3 1株当たりの純資産価額の計算		
相続税評価額による純資産価額 (①-③)			課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)		
帳簿価額による純資産価額 (②-④)			課税時期現在の発行済株式数		
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥)			課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)		
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)					

(注) [redacted]

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書【抜粋】

1 による価額 純資産価額方式等	1株当たりの価額の計算の 基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の㉔の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉑の金額)	1株当たりの純資産 価額の80%相当額
	1株当 たりの 価額 の計算	株式の区分 株式保有特定会社 の株式	1株当たりの価額の算定方法等 第8表の㉗の金額		1株当たりの価額
株式の評価額					

第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書【抜粋】

1 S1 の金額 (類似業種比準価額の修正計算)	受取配当金 收受割合の 計算	事業年度	①直前期	②直前々期	合計(①+②)	受取配当金收受割合 (⑦÷(②+③))						
		受取配当金額										
		営業利益の金額										
	㉕-㉖の金額	1株(50円)当たりの 年配当金額(第4表の㉕)	受取配当金收受割合 (⑦)	㉖の金額(③×⑦)	㉕-㉖の金額(③-④)							
	㉗-㉘の金額	1株(50円)当たりの 年利益金額(第4表の㉗)		㉘の金額(⑥×②)	㉗-㉘の金額 (⑥-⑦)							
	㉙-㉚ の金額	(イ) の金額	1株(50円)当たりの 純資産価額(第4表の㉙)	直前期末の株式及び出資の 帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	(イ)の金額 (⑨×(⑩÷⑪))						
		(ロ) の金額	利益積立金額 (第4表の㉚(直前期)欄の金額)	1株当たりの資本金等の額を50円 とした場合の発行済株式数 (第4表の㉚の株式数)	受取配当金 收受割合(⑦)	(ロ)の金額 (⑬÷⑭)×⑦						
			㉙の金額(⑫+⑬)	㉙-㉚の金額(⑨-⑩)								
	1株(50円)当 たりの比準価額の計算	類似業種と 業種日番号	課税時期の 属する月	類似業種 の株式	課税時期の 属する月の期首	前年平均株価 A(㉔、㉕、㉖及び㉗の うち、最も低いもの)	比準割合の計算	区分	1株(50円)当 たりの年配当金額	1株(50円)当 たりの年利益金額	1株(50円)当 たりの純資産価額	1株(50円)当 たりの比準価額
			評価会社						※ 0.5×0.9×0.7			
類似業種								※ (中会社は0.6 小会社は0.5)				
要素別 比準割合								⑮				
						比準割合	$\frac{(\text{㉕})/B + (\text{㉖})/C \times 3 + (\text{㉗})/D}{5}$		⑯	= [redacted]	⑰	
1株当たりの比準価額		比準価額 ⑱		/50円								

第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）【抜粋】

1 S <sub>1</sub> の金額 (続)	相統税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式及び出資の 価額の合計額(第5表の⑥の金額)	差引 (①-②)
	帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第5表の⑥の金額)	差引 (④-⑤)
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額 等相当額(⑦×42%)	課税時期現在の修正純資産価額 (相統税評価額)(⑧-③)
	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの 純資産価額(相統税評価額)(⑨÷⑩)	
	1株当たりのS <sub>1</sub> の金額の計算の基 となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の⑭の金額)	修正後の1株当たりの純資産価額 (相統税評価額)(⑪の金額)
	1株当たりのS <sub>1</sub> の金額の計算		小会社の S <sub>1</sub> の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低 い方の金額 ⑬の金額 ⑮の金額
2 S <sub>2</sub> の金額	課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額(相統税評価額) (第5表の⑦の金額)	株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第5表の⑥の金額)	株式及び出資に係る評価 差額に相当する金額(⑩-⑬)	⑮の評価差額に対する法人税額 等相当額(⑯×42%)
	S <sub>2</sub> の純資産価額相当額 (⑬-⑭)	課税時期現在の 発行済株式数	S <sub>2</sub> の金額 (⑲÷⑲)	
3 株式保有特定会社の株 式の価額	1株当たりの純資産価額(第5表の⑩の金額)		S <sub>1</sub> の金額とS <sub>2</sub> の金額との合計額 (⑰+⑲)	株式保有特定会社の株式の価額 (⑳と㉑とのいずれか低い方の金額)